

東日本大震災事業者再生支援機構の設立・業務開始について

1. 設立・業務開始

- 2月22日（水） 機構設立（会社設立登記申請）
- 3月 3日（土） 発足式（於：仙台）
- 3月 5日（月） 業務開始

2. 体制

- 本店所在地は仙台市。このほか、東京本部（千代田区）を設置。
本 店：宮城県仙台市青葉区一番町4丁目6番1号
仙台第一生命タワービルディング19階
東京本部：東京都千代田区丸の内2丁目2番2号
丸の内三井ビルディング10階
- 各県の産業復興相談センターが、当機構案件を含めた二重債務問題等の相談業務を実施。

3. 予算措置

- 機構出資金（200億円）：予備費使用
- 資金調達：政府保証付（5000億円）市中調達（借入、社債）

4. 支援の内容

- 旧債務の整理
（債権の買取、支払猶予・利子の減免、債務の株式化、劣後債権化、債務免除等）
- 事業再生支援（専門家の派遣・助言、つなぎ融資、出資、債務保証等）

5. 支援を受ける条件

- 事業再生の見通し（おおよその見通しを記載した「事業再生計画」の策定）
- 事業の再生に向けた金融機関からの追加融資等（ニューマネーの提供）

6. 支援対象地域（被災地域）

- 被害が甚大な地域：227市町村
- 原発事故に関する農林水産物（茶、牛肉、しいたけ等）の出荷制限に係る地域：58市町村

7. 支援対象事業者

- 中小企業
原則として資本金3億円以下又は従業員300人以下の事業者
- 中堅企業
資本金5億円以下又は従業員1000人以下の事業者（産業復興相談センターが産業復興機構による支援が困難であり、当機構による支援を受けることが有効であると認めた事業者）

8. 支援基準（要点）

- 再生支援の申込みに当たり、メインバンク、スポンサー等から貸付け、出資が見込まれること。（既に新規貸付けや出資が行われている場合も対象となる。）
- 15年以内に以下の内容を満たすこと。
（※但し、事業分野の特性を勘案し、硬直的には適用しない）
 - ア）有利子負債のキャッシュフローに対する比率が15倍以内
 - イ）5年以内を目途に営業損益が黒字
 - ウ）債務超過が解消される見込み
- 東日本大震災前と異なる業種で再生を図る場合や異なる地域（指定被災地域内に限る）で再生を図る場合も対象となる。

9. 買取価格

- 事業再生計画
- 被災地域の復興の見通し
- 再生支援後の対象事業者の経営状況の見通し
- 担保財産の価格の見通し等

を勘案した適正な時価。

《本件問合せ先》

復興庁支援機構班 岡林 電話：03-5545-7283（直通）

(参 考)

1. 社長(略歴)

○代表取締役社長： 池田 憲人(のりと)
(略歴)

- 1970年 東北大学法学部卒業 横浜銀行入行
- 2001年 同行 代表取締役最高財務責任者(CFO)
- 2002年 同行 代表取締役最高人事責任者(CPO)
- 2003年 横浜キャピタル 代表取締役会長
- 2003年 足利銀行 代表取締役頭取
- 2004年 同行 取締役兼代表執行役頭取(～2008年)

2. 役員

(取締役)

役職	氏名	略歴等
代表取締役社長	池田憲人	A. T. カーニー特別顧問 (元横浜銀行代表取締役最高財務責任者、元足利銀行代表取締役頭取)
代表取締役専務	荒波辰也	商中カード代表取締役社長
常務取締役	松崎孝夫	新生銀行常務執行役員法人営業本部長
常務取締役	米森茂博	オクターヴ・ジャパン代表取締役社長
社外取締役	松嶋英機	弁護士・西村あさひ法律事務所代表パートナー
社外取締役	藤沢久美	シンクタンク・ソフィアバンク副代表、社会起業家フォーラム副代表、法政大学大学院客員教授
社外取締役	清野 智	東日本旅客鉄道代表取締役社長

(監査役)

社外監査役	河内悠紀	弁護士 (元大阪高等検察庁検事長)
社外監査役	友永道子	公認会計士 (元日本公認会計士協会副会長)